

第 10 節 教員資格認定試験による免許状の取得

1 教員資格認定試験制度の趣旨

教員資格認定試験は、一般社会から教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に、教諭の資格を与えようとするものである。

2 試験の種類と取得できる免許状（教員資格認定試験規程第 2 条）

認定試験の種類	種 目	普通免許状の種類	免許教科等
小学校教員 資格認定試験		小学校教諭二種免許状	
高等学校教員 資格認定試験	看 護	高等学校教諭一種免許状	看 護
	情 報		情 報
	福 祉		福 祉
	柔 道		柔 道
	剣 道		剣 道
	情 報 技 術		情 報 技 術
	建 築		建 築
	イ ン テ リ ア		イ ン テ リ ア
	デ ザ イ ン		デ ザ イ ン
	情 報 処 理		情 報 処 理
	計 算 実 務		計 算 実 務
特別支援学校教員 資格認定試験	自 立 活 動 (視覚障害教育)	特別支援学校自立活動 教諭一種免許状	視覚障害教育
	自 立 活 動 (聴覚障害教育)		聴覚障害教育
	自 立 活 動 (肢体不自由教育)		肢体不自由教育
	自 立 活 動 (言語障害教育)		言語障害教育
幼稚園教員 資格認定試験		幼稚園教諭二種免許状	

[注] 認定試験は、毎年、表のうちから文部科学大臣が必要と認めるものについて行われる。
(教員資格認定試験規程第 5 条)

3 受験資格（教員資格認定試験規程第 3 条）

(1) 小学校教員資格認定試験

ア 大学に 2 年以上在学し、かつ、62 単位以上を修得した者

イ 高等学校を卒業した者又は施行規則第 66 条各号により高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認められた者で、受験しようとする小学校教員資格認定試験の施行の日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が満 20 歳以上のもの

(2) 高等学校教員資格認定試験及び特別支援教育教員資格認定試験

- ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者
- イ 高等学校を卒業した者又は施行規則第 66 条各号により高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認められた者で、受験しようとする高等学校教員資格認定試験又は特別支援教育教員資格認定試験の施行の日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が満 22 歳以上のもの
- ウ 文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するもの

(3) 幼稚園教員資格認定試験

- ア 大学に 2 年以上在学し、かつ、62 単位以上を修得した者
- イ 高等学校を卒業した者又は施行規則第 66 条各号により高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認められた者で、受験しようとする幼稚園教員資格認定試験の施行の日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が満 20 歳以上のもの
- ウ 文部科学大臣が定める資格を有するもの

4 受験場所等

認定試験の種類、実施機関、施行期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項については、あらかじめ官報に告示される。

5 その他

教員資格認定試験については、以下の文部科学省ホームページを参照すること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nintei/main9_a2.htm